

## 勝浦市地域公共交通活性化協議会設置規約

(目的)

第1条 勝浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所庁舎内に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項についての協議
- (2) 連携計画及びネットワーク計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 連携計画及びネットワーク計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 市の総合的な交通施策に関する事項についての協議
- (6) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項についての協議
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なことについての協議

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 副市長又は市長の指名する市職員
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (4) 勝浦警察署長又はその指名する者
- (5) 夷隅土木事務所長又はその指名する者
- (6) 社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者
- (7) 千葉県タクシー協会会長又はその指名する者
- (8) JR東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長又はその指名する者
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (11) 一般旅客自動車運送事業者労働組合代表又はその指名する者
- (12) 市民及び利用者の代表
- (13) その他協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、勝浦市副市長をもって充て、副会長は2名とし委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

4 委員は、会長が認める場合に限り、会議への出席及び議決権の行使を、当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。

5 協議会の議決は出席委員の多数決をもって決する。なお、採決の結果可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、勝浦市企画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第16条 協議会等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第17条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が認めるものの実費額とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年7月9日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初の委員任期は、平成27年3月31日までとする。

(会議招集の特例措置)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、第1回協議会は勝浦市が招集する。